

反対世論押し切り戦争法施行

廃止まで声あげる

国会包む「退陣、退陣」



戦争法廃止を訴え声をあげる人々(28日、国会前)

29日午前0時、多くの反対の声を押し切って、戦争法が施行されました。28日、総がかり行動実行委員会が主催する国会議員会館前座り込みとスタンディング行動には、約600人以上が参加。「戦争法の施行はやめよ」「安倍内閣はたごい退陣!」「退陣!」「退陣!」と声をあげました。夜にはシルズが国会正門前で連続抗議行動をおこないました。

↓関連⑥面

廃止が参院選の一大争点に

戦後の軍事法制を全面的に書き換え、日本が戦後初めて海外で「殺し、殺される」道に踏み込む戦争法施行により、歴代政府が憲法違反としてきた集団的自衛権の行使や、従来の海外派兵法で禁じていた「戦闘地域」での米軍支援、任務遂行のための武器使用などが法的に可能となります。

同日の是非は参院選や、同時に予想される総選挙で争点となり、安倍首相は28日の参院予備委員会、民主党の小西洋之議員が戦争法施行にふれ、「違憲立法を推進する安倍政権の打倒」を掲げたのに対し、「国民の命を守り抜くために、必要な自衛のための措置を考え抜いていく責任がある」と答弁。戦争法推進に強い執念を示しました。

日本共産党など野党は2月19日、戦争法廃止法案を提出。7月の参院選に向けて「安保法制廃止、閣議決定撤回」を一致点で、幅広い市民と一体になって選挙共闘を進めています。

また、政府は参院選での争点化をおそれ、当初は今春にも予定していた南スーダンPKO(国連平和維持

3/29 後

埼玉県伊奈町の窪田文好さん(65)。「明日の夜の行動? もちろん来るよ。黙っていたらダメなんだ」と許せないと思つて外に出て夕方5時の終了まで座り込み続けました。

「反対の声 広げたい」

「昨年8月30日でもここに」と話すのは秋田高教大の書記長の宮城さん(40)。「政治的中立性などいわれて政治の話がしにくくなっていますが、この戦争法だけは手続が民主的でない」と。

「戦争法は廃止せよ」と今言わないでいつ言うのか。屋前から夫婦で国会前に座り込んでいたのは、

「私たちは 黙らない」

憲法共同センターの長尾 ゆりさんは「戦争法が廃止されるまで声を届けていく。さまざまな圧力があっても、私たちは決して黙っていない」と力をこめます。解釈で憲法9条を壊すな実行委員会の高田健さんは「戦争法を発動させないたたかいが大事。あの戦前とは違い、いまは多くの力強い民衆運動がある。戦時を絶対を迎えない活動を広げよう」と強調。戦争をさせない1000人委員会の福山真劫さんは「連帯すれば、団結すれば、安倍政権を絶対に倒すことができると。今日の行動を契機にともがんばろう」と呼びかけました。

活動派遣部隊への駆け付け警備などの任務追加は見送ります。↓関連⑥面

日本共産党の宮本岳志衆院議員、井上哲士参院議員、社民党、民進党の国会議員があいさつしました。

戦争する国づくりどう展開

世論おそれ慎重に対応

戦争法の施行で、今後「海外で戦争する国」への展開は、その背景には、①法制が相は25日の記者会見で、多岐にわたるため、自衛隊(国民の)意見が分かれる規則類の改定や訓練に時、間がかかる②参院選での争、強い反対世論から慎重に

「海外で戦争する国」への展開は、その背景には、①法制が相は25日の記者会見で、多岐にわたるため、自衛隊(国民の)意見が分かれる規則類の改定や訓練に時、間がかかる②参院選での争、強い反対世論から慎重に

南スーダンPKO・米軍防護

任務遂行へ武器使用も

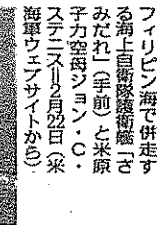
しかし、防衛省は当面、運用開始を先送りする方針です。海外での米軍主導の先導での兵たん支援に不可欠な日米物品役務相互提供協定(ACSA)の改定案も国会への提出を先送り

南スーダンPKO
運用面での当面の焦点は、①南スーダンPKO

(国連平和維持活動)に参加する自衛隊の任務拡大②平時の米軍防護①です。PKOでは、①攻撃を受

「戦争する国」迫る危険

応はざるをえないことを認めています。同時に、当面の運用見送り準備に時間をかけることで、法律の実効性がいっそう高まり、「殺し・殺される」危険が強くなりま



フィリピン海で出撃する海上自衛隊護衛艦「みだれ」(手前)と米原子力空母ジョン・C・ステニス(2月22日、米海軍ウェブサイトから)

要求が米側から出されていることと裏返す。戦争法推進の一翼を担ってきたアーミテージ元米国防副長官は「次の課題は相互運用性だ。我々が求める水準には達していない」(2日経27日付)と指摘しています。

「共同演習の頻度を高めて、日米の相互運用性を拡大する」(黒江哲郎防衛事務次官)構えです。戦争法施行により、自衛隊の演習項目が質量ともに強化される危険があります。

例えば、これまでの日米共同演習は日本の集団的自衛権行使前提にしていませんでしたが、今後は演習項目に追加される危険があります。

米軍防護

自衛隊法95条2の改定で米軍などの「武器等防護」が可能になったことにより、南シナ海や東シナ海での中国・北朝鮮の動きを念頭に、平時の米軍防護の実施も注目されています。これについて中谷氏は「米軍の理解を得る必要がある」と説明。運用指針の策定も遅れていることを認めました。

ただ、これは作戦要領、交戦規則(ROE)など、米軍と自衛隊が事実上の共同部隊になるために高度な

国民は納得できないまま

阪田雅裕元内閣法制局長官の話。政府は安全保障関連法について、従来法の解釈の範囲内だと説明していますが、集団的自衛権の行使容認は事実上の解釈変更と言えます。憲法とは、国家が守るべき規範であり、政府は安易に解釈を変えざるべきではありません。国際的な安全保障環境が変わったことを理由に、集団的自衛権の行使を可能にするのであれば、政権は憲法改正の必要性を国民に訴え、その賛否を問うべきです。

後方支援とはいえ、なぜ他国の戦争に関与する必要があるのか、旧来の定義は曖昧なままです。



日米同盟では何が足りないのか、日本を守るためになぜ集団的自衛権が必要なのか。政府から十分な説明がないため、多くの国民は納得できないままです。

安保関連法施行後は、新安法法制の法律解釈の問題が生じることになります。政府は説明する必要があります。中東ホルムズ海峡と朝鮮半島の2地域で想定される有事しか例示しておらず、存立危機事態の定義は曖昧なままです。